第五条第一項中「の規定により政府」を「並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第三条第一項及び第二項の規定により政府及び地方公共団体」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

第五条に次の二項を加える。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条第一号中「第十一条第一項」を「第十四条第一項及び第三項」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十七条とし、第二十二条を第二十六条とする。

第五章を第六章とする。

第二十一条を削り、第四章中第二十条を第二十五条とする。

第十九条の見出しを「（職業能力開発促進法の適用の特例等）」に改め、同条中「第十一条第一項第五号」を「第十四条第一項第五号」に改め、「業務」の下に「及び職業能力開発業務」を加え、「第十五条の二第一項、第二項及び第四項」を「第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第十九条を第二十四条とし、第十八条を第二十三条とする。

第十七条の見出しを「（協議）」に改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

第十七条を第二十二条とし、第十六条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（連絡等）

第二十条　機構は、その業務の運営については、都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3　機構は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

4　機構は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、協議会の開催等により、労働者を代表する者、事業主を代表する者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

（職業能力開発業務に係る都道府県知事の要請等）

第二十一条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があると認めるときは、機構に対して、職業能力開発促進センター等の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要な要請をすることができる。

第十五条第一項中「とき」の下に「、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるとき」を加え、「第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、「含む。）」の下に「又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）」を加え、同条を第十八条とする。

第四章を第五章とする。

第十四条第一項中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に、「第十一条第一項」を「第十四条第一項及び第三項」に改め、第三章中同条を第十七条とする。

第十三条第一号中「第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十一条第一項第五号」を「第十四条第一項第五号」に改め、同条第三号中「第十一条第一項第六号」を「第十四条第一項第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

四　職業能力開発業務

第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　運営委員会

（運営委員会の設置及び権限）

第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一　業務方法書の変更

二　通則法第三十条第一項に規定する中期計画

三　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（運営委員会の組織）

第十二条　運営委員会は、運営委員十三人以内をもって組織する。